

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	保健福祉課	検索番号	12-1
法令名	生活困窮者自立支援法施行規則	根拠条項	12-1	
許認可等	生活困窮者住居確保給付金の支給の期間延長			
<p>(根拠規定)</p> <p>○生活困窮者自立支援法 (生活困窮者住居確保給付金の支給期間) 第12条 生活困窮者住居確保給付金の支給期間は、3月とする。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第10条各号(第1号を除く。)のいずれにも該当する場合であつて、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3月ごとに9月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について (平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)</p> <p>「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」 第6 住居確保給付金の支給</p>				